

関西大学イノベーション創生センターにおける起業支援に関する取扱内規

制定 平成 28 年 10 月 6 日

(目的)

第 1 条 この内規は、関西大学イノベーション創生センター規程第 2 条第 1 項に規定する起業支援について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めによる。

- (1) 起業者 関西大学(以下「本学」という。)の研究又は教育の成果により起業を目指す職員任免規則第 4 条に定める専任教育職員及び特別契約教授(以下「本学専任教育職員」という。)及び本学学生(学部学生及び大学院生)をいう。
- (2) KU-CIC オフィススペース イノベーション創生センター 2 階に設置されたベンチャーオフィス(207~212号室)をいう。
- (3) T-Space イノベーション創生センター 2 階に設置された対話プログラムスペース(204~206号室)をいう。

(起業サポートユニット)

第 3 条 イノベーション創生センターに、KU-CIC オフィススペース入居者への支援施策の検討、外部機関との連携事業の企画、その他起業に係る支援事項を検討、実施するため、KU-CIC 起業サポートユニットを置く。

2 KU-CIC 起業サポートユニットは、次の各号の者をもって構成する。

- (1) イノベーション創生センター センター長(以下「センター長」という。)
- (2) イノベーション創生センター 副センター長
- (3) 産学官連携センター長
- (4) 外部連携機関から選出されたもの 若干名
- (5) リサーチアドミニストレーター及びコーディネーター 若干名
- (6) 法人部局から 若干名
- (7) 研究推進・社会連携事務局次長
- (8) 研究支援・社会連携グループ長
- (9) その他、センター長が必要と認める者 若干名

3 センター長は、必要に応じて起業サポートユニットの活動に対し、知財センター長及び学内の教育職員を構成員に加えることができる。

4 本条第 2 項第 4 号に規定する者は、イノベーション創生センター委員会において審議し、センター長が委嘱する。

(支援内容)

第 4 条 本学は、起業者の事業目的、本学の成果の活用内容等に応じて、次の各号に掲げる支援を行うことができる。なお、次の各号の支援を申請する者は、本内規に定める別紙様式及び「関西大学イノベーション創生センターの施設利用に関する取扱内規」第 6 条に定める様式を、センター長宛てに提出するものとする。

(1) KU-CIC オフィススペースの利用

起業者は、KU-CIC オフィススペースを起業準備及び事業活動のために利用することができる。KU-CIC オフィススペースの利用料は、別表の通りとする。ただし、本学学生の利用については、起業準備及び事業活動を一層支援するため、「関西大学イノベーション創生センターの施設利用に関する取扱内規」第 10 条第 2 項の規定により利用料を減免した額とする。

(2) T-Space の利用

前号の利用を認められた起業者は、T-Space を起業準備のために利用することができ

る。T-Spaceの利用に関して必要な事項は、別に定める。

(3) KU-CICのリソースの利用

第1号の利用を認められた起業者は、1階カフェスペースの会議スペースを起業準備及び事業活動のために利用することができる。

(4) 本学の住所地の法人登記の住所としての使用

第1号の使用を認められた起業者は、本学の住所地を法人登記の住所として使用することができる。本学の住所地を法人登記の住所として使用することを認められた者は、登記後速やかにセンター長宛てに定款及び登記簿謄本を提出するものとする。

(5) 関西大学イノベーション創生センター支援ベンチャーの呼称の使用

第1号の利用を認められた起業者は、起業後、KU-CICオフィススペースに入居期間中は、「関西大学イノベーション創生センター支援ベンチャー」の呼称を使用することができる。

また、本学での研究の成果として、本学が所有する特許等に基づいて起業し、イノベーション創生センター内の実験・研究エリアに入居した場合であっても、本号を適用するものとする。

なお、イノベーション創生センターからの退去後も本呼称を使用したい場合には、別紙様式により申請し、承認後1年を限度にイノベーション創生センター委員会において、その使用を認めることができる。

(6) 専門家による起業支援

起業者のうち、起業準備段階での経営戦略の相談、事業計画書の作成支援、税理士等の専門家の紹介等を希望する者は、学内外の専門家の支援を受けることができる。

(7) 起業資金支援

起業者のうち、起業時において新事業創出支援引当特定資産による資金支援を希望する者は、別に定める申請方法に基づき申請し、支援を受けることができる。

(8) その他起業支援

(支援の決定等)

第5条 センター長は、第4条第1号、第4号、第5号及び第6号に規定する申請があったときは、イノベーション創生センター委員会において可否を決定し、当該申請者に通知を行うものとする。

2 センター長は、前項の通知を行ったときは、学長を通じて理事長にその内容を報告するものとする。

3 第4条第7号に規定する申請があったときは、KU-CIC起業サポートユニットにおいて申請内容の確認の上、支援内容の検討結果を関西大学起業資金支援運営委員会に報告する。

4 センター長は、第4条第8号に規定する申請があったときは、KU-CIC起業サポートユニットにおいて申請内容の確認の上、支援内容の検討結果をイノベーション創生センター委員会または社会連携委員会に報告し、同委員会による可否の決定を受けて、当該申請者に通知を行うものとする。

(条件)

第6条 第4条の支援を受けた本学専任教育職員は、起業し事業活動を行う場合には、学校法人関西大学職員就業規則第33条の規定に則り、予めその許可を得るものとする。

(本学の法的責任)

第7条 起業者の起業準備又は事業活動によって生じた損害等について、本学はいかなる責任も負わないものとする。

(支援の期間)

第8条 第4条に係る支援期間は「関西大学イノベーション創生センターの施設利用に関する取扱

内規」第12条に規定する期間内とする。

- 2 前項の規定に関し、本学専任教育職員が退職した場合、退職後における支援期間及び施設を利用することができる期限は、同取扱内規第 12 条に定める入居後 3 年目の年度末までとし、延長は認めないものとする。
- 3 第 1 項の規定に関し、本学学生が卒業または修了した場合における支援期間・施設利用をできる期限は、取扱内規第 12 条に定める入居後 3 年目の年度末までとし、延長は認めないものとする。

(ビジネスコンテスト入賞者の取り扱い)

第9条 KUBIC (関西大学ビジネスプラン・コンペティション)、その他のビジネスプランコンテストにおいて入賞した本学学生で、起業のために KU-CIC オフィススペースに入居を希望する者については、審査のうえ 2 年を上限に無償での使用を認め、第 4 条に規定する支援を受けることができる。ただし、入居期限の上限は、前条の定めによるものとする。

(事業報告)

第10条 センター長は、第 4 条第 1 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる支援を受ける者に対して、損益計算書、貸借対照表等の提出等の事業(活動)報告を求めることができる。

2 前条の支援を受けている者は、次の各号に該当することとなった場合は、速やかにその旨をセンター長に報告するものとする。

- (1) 会社法による解散を行った場合
- (2) 破産法による破産手続開始決定を受けた場合
- (3) 民事再生法による再生手続開始決定を受けた場合
- (4) 会社更生法による更生手続開始決定を受けた場合
- (5) 不正競争防止法第21条及び第22条に定める罰則が確定した場合
- (6) その他

(支援の決定の取消し)

第11条 センター長は、第 4 条第 1 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる支援を受ける者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援を取り消すことができる。

- (1) 社会的信用を失墜する行為、公序良俗に反する行為又は本学に不利益となる行為を行った場合
- (2) 反社会的勢力との関係があった場合
- (3) 事業活動の実態がなくなった場合又は申請内容に虚偽があった場合
- (4) 支援を受ける者から、支援の取消しの申出があった場合
- (5) 前条第 1 項に規定する事業報告を行わなかった場合
- (6) その他支援を継続することが適当でないとセンター長が認めた場合

2 センター長は、前項に規定する取消しを行ったときは、学長を通じて理事長にその内容を報告するものとする。

(事務)

第12条 この内規に関する事務は、研究支援・社会連携グループが行う。

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、イノベーション創生センター委員会において別に定める。

2 第 3 条に規定する KU-CIC 起業サポートユニットの支援事業等について、センター長は、必要に応じてイノベーション創生センター委員会に審議事項を付し、又は報告を行うものとする。

附 則

この内規は、平成 28 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、2018 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、2019 年 4 月 19 日から施行し、2019 年 4 月 1 日から適用する。

（別表 1：第 4 条関係）【合同オフィスとして利用する場合を除く】（月単価（税込））

	専任教員	本学学生※
1 年目（入居開始月より 1 2 か月）	1, 5 0 0 円	2 5 0 円
2 年目（1 3 ～ 2 4 か月）	1, 5 0 0 円	5 0 0 円
3 年目（2 5 ～ 3 6 か月）	1, 5 0 0 円	7 5 0 円

※ 本学学生の利用料については、第 4 条第 1 号の規定に基づき、基準額（月単価 1,500 円/m²）から減額した額である。

（別表 2：第 4 条関係）【本学学生が合同オフィスとして利用する場合】（月定額（税込））

	1 席目	2 席目
1 年目（1 席目の利用開始月より 1 2 か月）	1, 5 0 0 円	2, 2 5 0 円
2 年目（1 3 ～ 2 4 か月）	3, 0 0 0 円	4, 5 0 0 円
3 年目（2 5 ～ 3 6 か月）	4, 5 0 0 円	6, 7 5 0 円

※ 1 社につき 2 席を上限とする。

※ 合同オフィスとして利用する場合、光熱水費は免除とする。